



新型コロナウイルスワクチンについて

☎ 保健福祉課健康増進係 ☎476-1111 (131・132)

集団接種会場を開設します

12歳以上の方が接種を受けることができます。接種対象者には接種券を送付しております。

初回（1・2回目）接種、追加（3回目）接種、どちらの接種でもご予約できます。ただし、2回目接種と3回目接種は6か月以上の間隔をあける必要がありますので、ご注意ください。

会場	受付日時
中央公民館	5月14日(土) 14:00～

- ※5月の集団接種では、**ファイザー社ワクチン**を使用します。
- ※受付時間については、予約状況等をみながら延長していく予定です。予約時にご確認ください。
- ※1回目接種の方は、大崎町予約センター（☎099-478-1133）までご連絡ください。2回目接種のご案内をいたします。

12歳から17歳の方の3回目接種

12歳以上17歳以下の方についても、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種が可能となりました。2回目の接種を終了した日から、6か月経過すると3回目接種を受けることができます。12歳以上17歳以下の方に用いられるワクチンは、現時点ではファイザー社ワクチンのみとなる予定です。

接種券は、接種が可能となる方から順番に郵送いたしますので、詳しくは、対象者の方に送付されるお知らせをご確認ください。



国保へ加入・やめるときは必ず届け出を！

☎ 保健福祉課国民健康保険係 ☎476-1111 (134・135)

国保(国民健康保険)に加入するとき、やめるときなどには、14日以内に国保の窓口へ届け出が必要です。届け出は世帯主が行います。

国保に加入するとき		国保をやめるとき	
	届け出に必要なもの		届け出が必要なもの
他の市町村からの転入★	・転出証明書	他の市町村への転出★	・国保被保険者証
職場の健康保険をやめたとき	・離職票 または 資格喪失通知書	職場の健康保険に加入したとき	・職場の健康被保険証 または 資格取得通知書
家族の健康保険の扶養から外れたとき	・資格喪失通知書	家族の健康保険の扶養に入ったとき	・国保被保険者証
子どもが産まれたとき★	・母子手帳	国保被保険者が亡くなったとき★	・死亡を証明するもの ・国保被保険者証
生活保護が廃止されたとき	・生活保護廃止決定通知書	生活保護が開始されたとき	・生活保護開始決定通知書 ・国保被保険者証
その他に届け出が必要なとき			
	届け出に必要なもの		
同じ町内で住所が変わったとき★	・国保被保険者証		
世帯主や氏名が変わったとき★			
世帯を分けた、または一緒になったとき★			
修学のため、別に住所を定めるとき★※		・在学証明書 ・国保被保険者証	

注意

【すべての手続きに必要なもの】

・マイナンバーカード
(または通知カード)

- ★印が付いたものについては、住民環境課へ届け出をしてから国民健康保険係へお越しください。
- ※修学のため転出する場合は、国保に届け出をしないと保険証が使えなくなります。修学を終えたときも、忘れずに届け出をしてください。